

## 松戸市住民投票制度検討委員会会議（第5回）議事概要

### 1 日時

平成23年7月25日（月）18時30分～21時00分

### 2 場所

松戸市役所 新館7階 大会議室

### 3 出席者（敬称略）

坂野 喜隆、小倉 純夫、石津 廣司、長江 曜子、角口 早苗、東 敏明、堀 和子、岩橋 成明（以上8名）

### 4 傍聴者

6名

### 5 議題

#### (1) 住民投票の対象事項（論点①）

資料1の論点①の2ページの表の対象外とする事項について、松戸市が、特定市民・地域事項の欄には○があり、特定地域住民等の権利侵害の欄には○がないことから、松戸市は特定地域住民等の権利侵害をネガティブリストの対象外とするのか？

川崎市は、ネガティブリスト方式を採用していて、特定地域事項と特定地域住民等の権利侵害を分けて、両方とも対象外とする事項としているが、松戸市は、特定市民・地域事項の意味を包括的に捉えて、特定地域住民等の権利侵害も含まれることとする。

#### (2) 投票の請求・発議等（論点②）

① 住民発議の署名の収集期間は、どの程度必要か？

条例の制定・改廃の直接請求の署名の収集期間が、地方自治法施行令では、市区町村は1か月、都道府県では2か月になっていること、松戸市の人口が約50万人であること、住民投票の発議の必要署名数が約4万人であること、松戸市の面積等を、総合的に考慮して、2か月が妥当である。

・署名期間を1か月と規定している自治体が多いので、それを参考にする考え方もあるが、住民投票条例を作る以上は、使われて初めて意味がある。(委員)

・住民投票条例を定めている他の市のうち、松戸市並みに人口が50万人という規模の自治体は少ない。多くの市は10万人前後であり、その10分の1は約1万人であるので、それらの市では署名期間は1か月で十分である。(委員)

② 地方自治法施行令は、直接請求に係る署名を集められない期間として、選挙の期間中を規定しているが、住民投票の署名においても、その期間を除くか？

住民投票条例の趣旨から考えると、間接民主制の根幹たる選挙に悪影響を及ぼすべきではないことから、選挙の期間中は、署名活動期間から除くこととする。

### (3) 尊重義務 (論点④)

資料1の5ページの論点④投票成立要件に対する委員会の意見について、「尊重義務を認める以上は、成立要件は設けるべきではない」と記載されているが、他の自治体では、尊重義務を認め、成立要件を設けているところもあるので、成立要件を設けるかどうかと尊重義務を認めるかどうかは、関連することに間違いはないが、必ず結びつくかどうか、論理必然的な問題ではない。そのため、尊重義務には触れずに「成立要件は設けるべきではない」と言い切るか、あるいは「市民の意見をなるべく拾う、モニタリングをする、あるいは、尊重するために、成立要件を設けるべきではない」とした方が、表現としてよい。

#### (4) 投票結果の取扱い（論点⑤）

今までの議論では、尊重義務を課す対象は、「市」という包括的な表現とし、具体的に市民、議会、市長のいずれが対象となるかの解釈については、市長、議会の判断に委ねることとしていたが、条文だけ見ると、市行政のみのようにとられかねないので、逐条解釈のところで、「市」とは、市民、議会、市長であって、ここでは、市民に対して責任を負うことも意味するというものをもって、委員会の総意とする。

- ・住民投票を実施することは、住民の意思を行政と議会に反映させる趣旨であるので、行政である市及び議会は尊重しなさい、ということを明記しておく意味がある。（委員）
- ・住民投票の結果と反対する意見を持つ住民に対しても、その結果を受け止める対象であることを明確にし、広く全体に網羅的に、住民も議会も市長も全部、歩調を合わせる意味でも、住民もどこかで明記しておいた方がよい。（委員）
- ・これは基本的な考え方の問題である。住民投票条例の目的、機能が、住民と一体となって市政を運営していく、という考え方もある一方、主権者たる住民が、権力を行使する長と議会に対して一定の制約を課するのが、本来の目的とする考え方もあるので、住民に尊重義務があるのは、違和感がある。具体的に住民に尊重義務を課したから、住民が不利益を被るとか、そういうことではない。（委員）

#### (5) 投票期日（論点⑥－１）

国政選挙等が間近であり、住民投票との同時実施が困難なときの例外を設けるべきか？

選挙によっては、選挙の準備のための事務量、投票所の設置又は人員の配置上の問題から、住民投票との同時実施が難しい場合も想定されるので、条

例上は、実務を行う者が、単独実施又は同時実施を選択できるように何も書かない方がよい。ただし、そのコストに関しては、できるだけ削減する方向で考えてもらいたい。

(6) 委員長が、事務局に対し、今までの論点の検討結果について、再度検討してもらいたい事項等があれば挙げてほしいと述べ、次のように事務局から質問が提示され、議論が行われた。

① 住民投票の対象事項（論点①）

会議資料4の総務省の地方自治法の一部を改正する法律案について、条例制定・改廃請求の対象から地方税の賦課徴収等を除外している規定を削除する、と記載されていることから、会議資料1の論点①住民投票の対象事項の除外事項(5)の部分を、このまま入れておくべきか？

現時点においては、地方自治法の改正時期も未定であることから、現行の規定との整合性をとり、条例上は、ネガティブリストの除外事項に地方税の賦課徴収等を記載しておくこととする。

将来的な地方自治法の改正が問題であれば、除外事項の中から、地方自治法を引用してこれを除外する、地方自治法で直接請求の対象外となっているものは対象外とすると規定していれば、地方自治法が改正されれば自動的に除外されるので、そういう方法も技術的にはある。基本的には地方自治法との整合性はとるべきである。

② 投票の請求・発議等について（論点②）

投票の請求・発議等において、議会が請求する場合は、10分の1以上の賛成を得ての提案で、議員の過半数の議決が必要であるが、市長は単独の発議が認められているため、要件に、均衡を欠くおそれがないか？

市長の発議に対し、制限を課す意見の委員が3人、制限を課さない意見の委員が5人であるので、基本は制限を課さないこととし、議会に事前協

議を行うという考え方を、附帯意見として付けることとする。

- ・市長の発議のところでは、川崎市の議会との協議が重要な部分であると考え。市政の混乱をある程度招かないための歯止めとして協議をした上で市長が発議をすることが、重要である。そうでないと、市政が、いろいろなかたちで、混乱する可能性があり、現実にもそのようなことが日本国内でもあったので、そういうことは、十分に考慮しておかなければならない。(委員)
- ・理念的に考えるのか、現実的に考えるのかによる。もともと、議会の同意又は協議が必要とするのは、市長と議会が対立した場面であり、そのときにどうするのか、という問題である。こういう制度を安定的に運営していくためには、首長と議会が協議するなり、同意に基づいてやっていく川崎市のやり方は、評価できる。しかし、それでは現実に機能することは難しい。逆に、議会の同意又は協議を不要とした場合、首長が権限を濫用する心配はある。ただ、それは選挙を通じて是正していくことも、ひとつの考え方である。議会に発議権を認めるのであれば、首長に認めざるを得ず、首長に認めるときに、首長に制限を課すことは、少しバランスを欠くことになる。(委員)

### ③ 投票結果の取扱い (論点⑤)

**投票結果の取扱いにおいて、投票率が非常に低い場合であっても、尊重義務が発生することになるのか？**

住民投票が成立している段階で、尊重義務は発生していると考え。

- ・尊重義務の内容をどのように考えるのかの問題である。例えば、投票率が10%のときと、50%のときとを比べると、議会又は市長に対する拘束力はおのずと違ってくる。良識の範囲であり、投票率が低い割合の場合には、結果が出たことに対する配慮をし、高い割合の場合は、事実上の拘束力がある。事実上、そういう判断を議員又は市長がすることに

なる。(委員)

- ・法的拘束力のない前提での尊重義務である。通常言われる尊重義務とは、まさに出された結果を正当に考慮する、つまり、正当に考慮して最終的決断をすることである。出された結論どおりにやらなければならないことではない。投票の結果は賛成、反対の多数決ではなく、投票率を踏まえたうえでの多数決である。10%の投票率で、過半数が賛成という結果であれば、それなりの考慮しかされないのは、当然である。投票率がどれだけで、その結果がどれくらいの意味を持つかは、議員と首長は、そういうことを考える専門家であるので、それに任せればよい。(委員)

#### ④ 投票運動（論点⑥－3）

川崎市の住民投票条例第14条第5項第3号に規定する戸別訪問の禁止、公務員の地位利用の選挙活動の禁止等の禁止事項を設けるべきか？

一般選挙の選挙期間中の投票運動は、公職選挙法に抵触するおそれがあるため禁止する。また、一般的な禁止事項を定めることとし、個別具体的に定める必要はない。